

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月18日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

鳥取県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名 称	位 置	所 管 区	警察署	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
鳥取県	略			鳥取県	略		
倉吉警察署	はわい温泉	略		倉吉警察署	浅津駐在所	略	
	駐在所						
略				略			

附 則

この規則は、平成23年2月18日から施行する。